

【貸与奨学生】日本学生支援機構奨学金「継続」手続き

日本学生支援機構では、次年度も継続して奨学金を希望することについて、毎年1回願い出る必要があります。今年から継続を希望する奨学金の種類によって、手続きの方法が異なります。交付を受けている奨学金種の案内をご確認ください。

対象者

日本学生支援機構**貸与奨学生** 全員

※ただし、下記の者を除く

- ・2025年3月までに奨学金が終了する者(2025年3月満期者含む)
- ・2024年11月以降に初回振込の採用者
- ・休止中・停止中の者

手続きの手順

1. 「奨学金継続願」入力準備用紙を大学 HP からダウンロード
2. 「奨学金継続願」入力準備用紙を記入
3. スカラネット・パーソナルへ入力

ログイン > 「奨学金継続願提出」のタブをクリック

PC またはスマホからログインできます。

※ユーザ ID・パスワードを忘れた場合は、スカラネットの「ユーザ ID・パスワード忘れた場合」から確認してください。

ログインしたら、「奨学金継続願」入力準備用紙に記入した内容を入力してください。

※今年度奨学生に採用され、初めてスカラネット・パーソナルを利用する方は、新規登録が必要です。

4. 「奨学金継続願」提出後に表示される受付番号をメモ

配付物 ※本学ホームページより各対象の「奨学金継続願」入力準備用紙をダウンロードしてください。

- ・【学部生】「奨学金継続願」入力準備用紙
- ・【大学院生】「奨学金継続願」入力準備用紙
- ・「奨学金継続願」手続きのよくある質問(Q&A)

※「奨学金継続願」入力準備用紙は該当奨学金の用紙を使用してください。

☆ダウンロード先（茨城大学 HP）☆

<https://www.ibaraki.ac.jp/student/economicsupport/economicinfo/index.html>

上記 URL の【奨学金継続手続関係(適格認定)】の項目から確認してください。



手続きの期限

締切: 2025年1月 21 日(火)厳守

※入力可能時間 8:00～25:00

※2024年12月29日(日)～2025年1月3日(金)は入力できません。

※必ず期限内に手続きを完了してください。

※スカラネット・パーソナルでの手続きとなります。大学に書類提出はありません。

提出先

【スカラネット・パーソナル】

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/>

「奨学金継続願」入力準備用紙に記入した内容を入力してください。

・申請には奨学生番号が必要となります。採用時に配付している



留意事項

重要!

- ・複数の奨学金を受けている場合は**第一種、第二種それぞれについて継続手続き**を行なってください。
 - ・学部生の第一種奨学金採用者で、給付奨学金との併給調整により貸与月額が0円の方も継続手続きの対象となります。
 - ・「奨学金継続願」対象者で次年度の奨学金継続を希望した奨学生は学業成績等に基づき、「適格認定」により継続の可否が判定されます。その結果によっては奨学金を継続できない場合もあります。
 - ・**休学や退学を予定(検討)している学生も手続きを行なってください。**
 - ・**2025年4月に他大学へ編入学する場合も手続きが必要**となります。編入学により他大学で奨学金を引き継ぐ場合は「継続を希望します」で提出してください。
- また、編入学が決定している方は別途手続きが必要となるため、スチューデントライフサポート室まで必ずご連絡ください。
- ・「奨学金継続願」で提出された内容について大学から聞き取りをする場合があります。大学からの着信やメールを受け取った場合には速やかに応答してください。
 - ・大学からの連絡未確認による奨学金の不利益には応じられませんのでご注意ください。
 - ・【大学院生のみ】大学院第一種奨学生で「奨学金の継続を希望しません」を選択した場合は「特に優れた業績による返還免除」は2024年度の申請対象者となり、次年度以降の申請はできません。

適格認定について

「奨学金継続願」を提出した者を対象に、学業成績等に基づき、奨学金の継続の可否等を判断する「適格認定」が3月に実施されます。学業不振当の場合には、奨学金が廃止(打ち切り)または停止となりますので、奨学生としての自覚と責任をもって勉学に励んでください。

令和7年4月以降の奨学金の継続を希望しない方

「継続願」において「奨学金の継続を希望しません。」の回答が必要です。

奨学金の継続を希望しない場合は令和7年度3月で貸与終了となります。

なお、以下については、貸与終了後の変更ができないため、変更を希望する方は、**令和7年1月 21 日(火)**までに必要書類を大学窓口へ提出してください。

対象	変更内容	提出書類
第一種奨学金	返還方式の変更	返還方式変更届（様式31）
第二種奨学金	利率の算定方式の変更	利率の算定方法変更届(様式11)

※様式は、大学 HP よりダウンロード A4 サイズに印刷してください。

問合せ

スチューデントライフサポート室

E-mail : shien_soudan[at]ml.ibaraki.ac.jp （メールアドレスの[at]は@に置き換えてください。）

※お問い合わせは必ず奨学生本人より大学から付与したメールアドレスを用いて連絡してください。

※メールの対応は大学の営業日となります。年末年始で回答に時間を要する場合があります。

※提出期限に間に合わない旨のお問い合わせについては対応できません。余裕をもって必ず期限内に手続きを完了してください。